平成19年
２月25日号
No.74
● 毎月５・１５・２５日発行

広報 かもがわ

● 編集発行・鴨川市総務部市長公室
広報広聴係
● 電話・04(7093)7827
● ＦＡＸ・04(7093)7850
● 住所・〒296-8601 鴨川市横渚1450
● ホームページ
http://www.city.kamogawa.lg.jp/

「国民健康保険証」が新しく 持ち運びやすいカード型 を 1人1枚交付 します

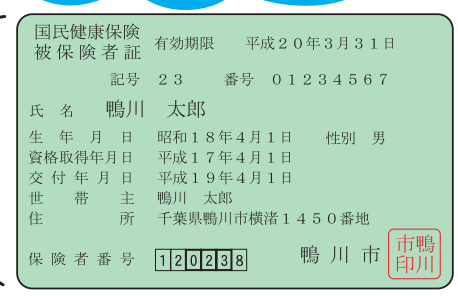

キャッシュカードや定期券と同じサイズになります

対象世帯には３月下旬に郵送

市では、国民健康保険（一般・退職）の保険証を、４月の切り替えに併せて刷新します。新しい保険証は、キャッシュカードや運転免許証などと同じサイズ。これまで世帯ごとに１枚交付し、家族で共用していたものを、今後は１人に１枚ずつお渡しします。これにより、保険証の持ち運びが便利になるほか、家族で同時に違う病院にかかることもできます。なお、対象者には３月下旬、世帯主あてに郵送します。

４月の切り替えに併せてお渡しする新しい保険証は、キャッシュカードや定期券などと同じ縦５・４cm・横８・６cmのサイズです。カードの表面には、氏名や住所、生年月日、性別、有効期限、資格取得年月日、記号番号などが、裏面には、利用時の注意事項などが記載されています。

また交付方法は、これまでの「世帯に１枚」から「１人に１枚」となります。これにより、家族全員が自分の保険証を持ち、学校や旅行などにも携帯できます。さらに、家族が同時に違う病院にかかれるなど、たくさんの利点があります。

しかしながら保険証は、クレジットカードやキャッシュカードと違い、保険証番号などを無効にすることができません。サイズがこれまでより小さくなるため、紛失したり、盗難に遭わないように管理には十分注意しましょう。

届いたら記載内容の確認を

保険証カードは、３月下旬に世帯主の方にまとめて、配達記録郵便で郵送しますので、４月からご利用できます。カードが届いたら、氏名や住所、生年月日などの記載内容に誤りがないか必ず確認しましょう。

また、修学のために、ほかの市町村へ転出される場合は、在学証明証などを持参のうえ、市民生活課か天津小湊支所、各出張所、市民サービスセンターへ届け出ください。

なお、現在お使いの保険証は、３月31日で期限切れとなりますので、４月以降に同課などへ返却してください。

※詳しくは、市民生活課保険年金係〔☎(７０９３)７８３９〕へ問い合わせください

とじて保存しましょう

親子の笑顔が部屋いっぱいに
「子育て総合支援センター」が人気

西条地区の「鴨川市子育て総合支援センター」が人気。１月15日のオープンからわずか１か月間で、親子連れなど約1200人以上が来館しています。施設内では、乳・幼児プレイルームやウッドデッキを開放。子どもたちが積み木や輪投げ、すべり台、絵本の読みきかせなどで楽しく過ごしています。一方、保護者の皆さんは、専門家に育児の相談でアドバスを受けたり、情報交換など交流を深めていました。利用者から印象を伺ったところ「ほかの地区のお母さんと知り合いになれます」、「子どもを集団の中で遊ばせられるのがいいですね」と評判も上々です。なお、施設では、電話での相談も随時、受け付けています。気軽にご利用を。

▷**開所日**　週５日間（水・土曜日を除く）
▷**利用時間**　午前９時30分～午後３時30分
▷**対象**　市内の就学前の子どもと保護者
▷**費用**　無料
※相談や利用方法など詳しくは、子育て総合支援センター〔☎(７０９３)５００１〕へ問い合わせを

「退職者医療制度」に切り替えを
申請は市民生活課へ

会社などを退職し、年金を受給されている方は、「退職者医療制度」に該当する場合があります。

対象となるのは、現在、国民健康保険に加入し厚生年金や共済年金などを受給されている方で、年金の加入期間が20年以上（40歳以上の加入期間が10年以上）の場合です。ただし、老人保健の該当者は除きます。該当する方は、国民健康保険証、年金証書を持参のうえ、市民生活課か天津小湊支所、各出張所、市民サービスセンターへおいでください。

退職者医療制度では、医療費の一部が社会保険などの拠出金で賄われます。国保の適正な運営のためにも切り替えをお願いします。

※詳しくは、市民生活課保険年金係〔☎(７０９３)７８３９〕へ問い合わせください。

こんなときは必ず14日以内に届け出を

	こんなとき	手続きに必要なもの
入るとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者になれない理由の証明書
	子どもが生まれたとき	国保の保険証
やめるとき	他の市区町村に転出するとき	国保の保険証
	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	国保の保険証
その他	市内で住所が変わったとき	国保の保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
	保険証をなくしたとき	身分を証明するもの

※届け出人が世帯主以外の場合は、印鑑が必要となります

保険税の納め忘れにご注意を

保険税は加入者の皆さんの医療費にあてられる貴重な財源です。

国民健康保険税の納め忘れがあると、保険証の有効期限が短くなったり、医療費を全額、自己負担しなければならなくなる場合があります。一人でも納め忘れると皆さんの負担が大きくなり、運営が困難になります。なお、２月は国民健康保険税第８期と固定資産税第４期の納期です。納付が困難な方は市税務課〔☎(７０９３)７８３２〕へ相談ください。